

## 都心三宮デザイン調整会議開催要綱

### (目 的)

第1条 「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」、「三宮周辺地区の『再整備基本構想』及び「神戸三宮「えき~まち空間」基本計画」の実現に向けて、「えき~まち空間」や税関線沿道において、官民が連携して計画の実現を図るため、学識経験者等の専門的な見地より、景観デザインコードや公共事業及び民間事業に関して意見を求め、総合的なデザイン調整を行うことを目的に、「都心三宮デザイン調整会議」(以下「調整会議」という。)を開催する。

### (委 員)

第2条 調整会議に参加する委員は、学識経験等を有する者から、市長が委嘱する。

2 市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

3 第1項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

### (任 期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (対象事業)

第4条 調整会議の対象となる事業は、別紙の各対象区域内における公共事業及び民間事業とする。民間事業に関しては、神戸市都市景観条例第31条の4に規定する景観影響建築行為に該当するものとする。また、必要に応じ、それらに関連した事業等についても、調整会議の対象とすることができる。

2 ただし、前項において、対象区域の景観形成に対して特に及ぼす影響がないと判断した場合は、調整会議の対象としない。

### (助言事項)

第5条 調整会議においては、次の事項についての意見聴取を行う。

- (1) 景観デザインコードの作成に関する事
- (2) 対象事業に関する総合的な空間構成及びデザイン
- (3) 公共空間である公共施設(道路や広場等)及び民間施設の公共的な空間(ピロティや公共的な通路等)に関する空間構成及びデザイン
- (4) その他、空間構成に関する必要な事項

### (調整会議の非公開)

第6条 調整会議は、公開することにより、法人の権利利益を害することや公正かつ円滑な調整会議の進行が著しく損なわれると認められるため、神戸市情報公開条例第10条第2号または第5号に該当することから、全て非公開とする。

### (庶 務)

第7条 調整会議の庶務は、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課及び都市局景観政策課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の開催に関し必要な事項は、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長が定める。

附 則 (平成30年11月21日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改定)

(施行期日)

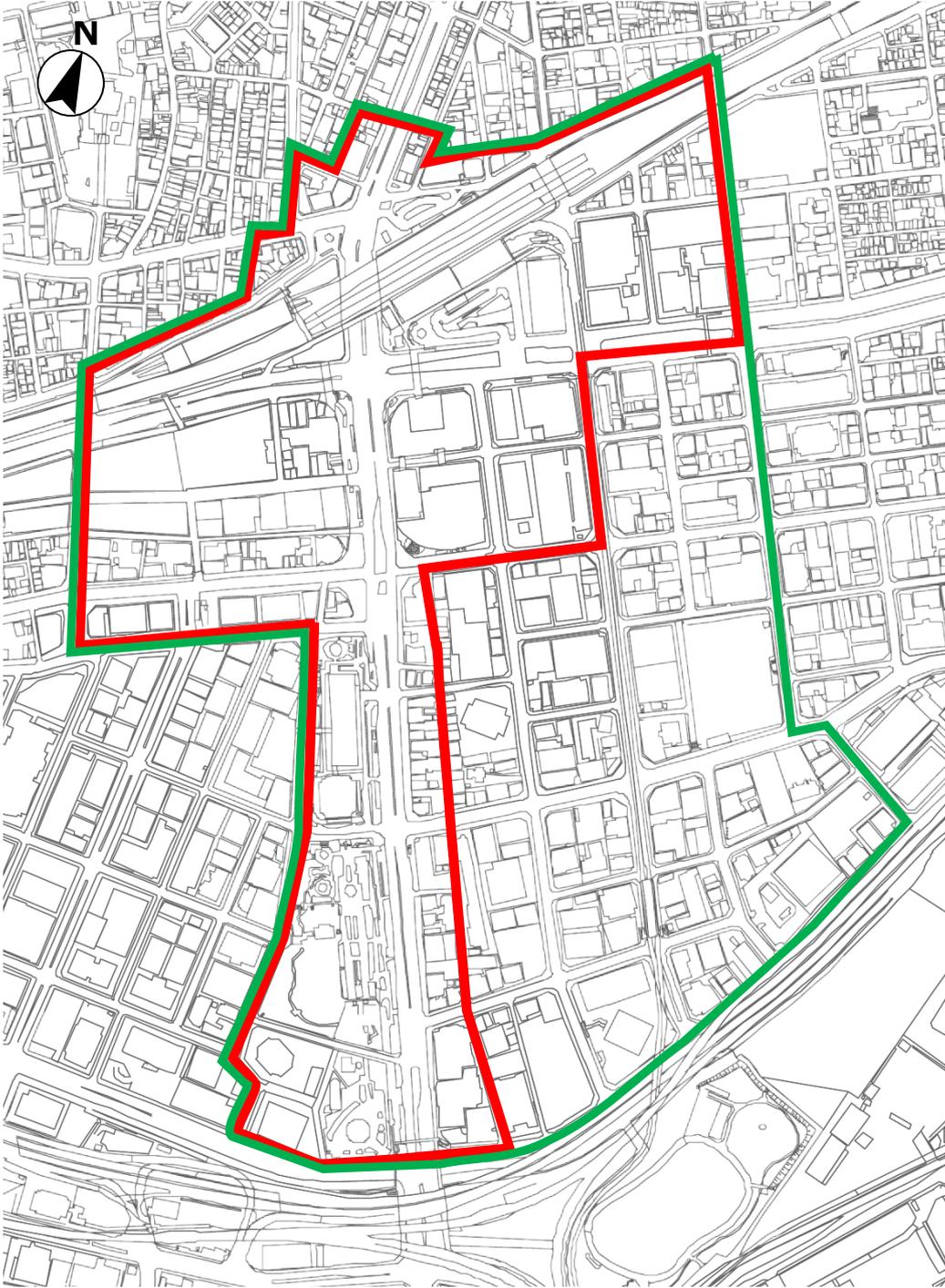
1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日改定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

<対象区域>



— 対象区域 (民間事業)

— 対象区域 (公共事業)